

# 新型コロナウイルスワクチン接種に関する緊急決議

4月23日、緊急事態宣言の発出に際し、菅内閣総理大臣から、新型コロナウイルスワクチン接種について、希望する高齢者に、7月末を念頭に各自治体が2回の接種を終えることができるよう、政府を挙げて取り組む方針が示された。

国においては、ワクチンの接種を行う医師・看護師等を確保するため、時間外・休日の接種費用の加算等の特別措置を講じるとともに、大都市におけるワクチン接種を後押しするため、自衛隊の大規模接種センターを設置するなど、接種の加速化に向けた支援策を講じている。

我々都市自治体においても、新型コロナウイルス感染症が市民の命と健康を脅かし、地域経済にも極めて大きな被害を及ぼしていることから、こうした窮状を打開するためのワクチン接種について、安全を第一に接種体制を確保しつつ、地域の実情に応じて可能な限り迅速に、中断なく実施できるよう全力で取り組んでいるところである。

については、国は、都市自治体の現下の課題である高齢者接種の加速化及び高齢者接種以降の進め方等について、下記のとおり早急に特段の措置を講じられたい。

## 記

### 1. 高齢者接種の加速化に資する支援について

#### (1) ワクチン及び必要な物品等の安定供給等について

希望する高齢者に迅速に接種していくため、引き続き、国においてワクチン及び必要な物品等を確実に確保し、地域が必要とする量を安定的に供給するとともに、具体的な配分時期及び配分量等、接種の実施に必要な情報を個別の都市自治体に可能な限り迅速に提供すること。

#### (2) ワクチン接種の加速化に資する財政支援について

ワクチン接種を行う医師・看護師等を確保するため、個別接種医療機関の増加に資する接種費用の加算措置等がなされていることは一定の評価をする。

この他にも、集団接種会場の追加確保、臨時職員の増員、備品の追加購入、コールセンター・予約システムの強化、通常診療への影響を考慮した医療機関等への協力金等が必要であり、その経費についても、接種計画の前倒しの如何に関わらず、都市自治体に負担が生じないように、適切な財政措置を遺漏なく講じること。

#### (3) 国民等への周知について

国において、国民、医療機関等、地方自治体に対し、ワクチンの安全性・

有効性、副反応等の接種を受けるに当たって必要な知見・情報を適切に発信するとともに、希望する国民が確実に接種を受けられる旨のメッセージを発信するなど、国民が安心して冷静に接種を受けられるよう、十分な周知・広報に努めること。

## 2. 高齢者接種以降の進め方等について

### (1) 高齢者接種以降の進め方について

高齢者接種の進捗状況に応じて、間断なく迅速に次の接種対象者に実施するための取組を進めていく必要があるが、予定どおりに加速化が進む都市自治体においては、64歳以下の接種に係るワクチン供給の見通しが困難な中で、接種計画を策定せざるを得ないのが実情である。

このため、新たに薬事承認されたワクチンも含めたワクチン供給の在り方、今後の接種スケジュール等の工程表や適切な方策を早期に示すとともに、国として、接種の進捗状況を検証した上で、ワクチンの配分を決定すること。

また、地域の実情に応じて円滑に実施できるよう、柔軟な運用を可能にすること。

さらに、国として集団免疫の獲得に向けた接種率の目安を示すこと。

### (2) ワクチン接種体制の継続的確保のための財政措置について

高齢者への優先接種以降、市民への接種を間断なく迅速に実施するためには、多様な市民のニーズを踏まえつつ、地域の実情に応じた接種体制を構築する必要があることから、引き続き、補助対象の拡充も含め、機動的かつ弾力的な財政措置を講じること。

### (3) 接種実施に係る広域的な支援について

医療従事者が不足している地域において、迅速かつ円滑にワクチン接種を進めるため、国において医師や看護師等の医療従事者の確保・派遣等を図り、広域的な支援策等を強化すること。

### (4) ワクチン接種に関するシステムについて

ワクチン接種に関するシステムについては、都市自治体及び医療機関等の事務負担の軽減に資するよう、実情に即した改善を行うこと。

以上決議する。

令和3年6月9日

全 国 市 長 会